

平成24年度新宿区外部評価委員会第2部会 第9回会議要旨

<開催日>

平成24年9月11日（火）

<場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（4名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当2名

説明者（2名）

経常事業319「福祉作業所の管理運営」、320「障害者福祉センターの管理運営」、

317「障害者就労支援推進」、

133「スクールスタッフの活用」、

135「スクール・コーディネーターの活動」、

138「保護者会等での家庭教育事業」

障害者福祉課長、教育支援課長

<開会>

1 経常事業ヒアリングの実施

【部会長代理】

第9回第2部会を開会いたします。

部会長が遅れていらっしゃいますため、それまでは部会長代理により進行します。

よろしく申し上げます。

本日は前回に引き続きヒアリングを実施します。

<委員紹介・趣旨説明>

最初に経常事業319「福祉作業所の管理運営」について、障害者福祉課長よりご説明いただきます。よろしく申し上げます。

【説明者】

「福祉作業所の管理運営」についてご説明します。

福祉作業場は、一般の雇用関係に入ることが困難な知的障害者が仕事を行うため、設備等を提供している施設です。現状では、知的障害をお持ちの方が一般の雇用関係に入るのは難しい

のですが、福祉作業所の利用者は、障害の程度が中度から軽度の方が多く、一定の就労・作業は出来ます。また、集団生活訓練や日常生活訓練を行い、利用者の福祉向上を図っています。新宿福祉作業所、及び高田馬場福祉作業所の2つの作業所があり、どちらも指定管理者により管理運営しています。

福祉作業所では様々な事業に取り組んでいます。例えば、新宿福祉作業所で「焼きたてパン・エスポワール」という事業を行っており、作業所内の工房でパンをつくって、若松河田の駅の中などで販売を行っています。立ち上げのときは大変苦労しましたが、現在では軌道に乗っています。他にも、「芳香剤カードの作成、封入、雑誌付録詰め」等々を行っています。

高田馬場福祉作業所では冊子の封入、封緘、結束、雑誌の付録作り、チラシ折り、和菓子の箱作りなどの「受注作業」、紙すきなどの「自主生産品の製造販売」、高田馬場公園等の「緑化・公園清掃」などを行っています。他にも「行事・余暇活動」として「アトム祭り」を主催し、自主生産でつくったものを展示販売する等により、地域との交流を図るなどしています。

事業の目標・指標は、各福祉作業所の第三者評価における「利用者満足度」について、平成23年度は新宿福祉作業所が86%、高田馬場福祉作業所が77%となっているものを、平成29年度までにいずれも90%と設定しました。第三者評価は5年に2回やっており結果を出しています。

次に内部評価の内容についてご説明します。「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的効率的」、「目的又は実績の評価」、「総合評価」いずれの項目も「適切」と評価しました。特に「効果的効率的」については、柔軟で多様なサービスの提供が可能となる指定管理者の導入により、経費を大幅に削減するだけでなく、区の直営時には非常にまれだった一般の企業に就職ができる方が少しずつではありますが、現れています。

「事業の方向性」は「継続」としました。引き続き質の確保を図りつつ、継続して事業が安定的にできるように取り組んでいく必要があると考えています。障害のある方々の労働を通じた社会参加の場は大変重要であるため、今後も引き続き事業展開をしていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

利用者満足度を90%にするためには何が必要だとお考えですか。

それから、ただ受注するだけでなく、自主生産品やオリジナルショップの運営など精力的に活動されており、地域の中でも、大変浸透していることを近年実感しています。一方で、新宿福祉作業所の75人、高田馬場福祉作業所の45人という定員から漏れている人はいないのか、いるのであればその受け皿を増やすことが出来ないのかをお伺いしたいと思います。

【説明者】

おっしゃるとおり受け皿づくりが大きな課題になっています。これに対し、例えば、高田馬場福祉作業所は来年の秋以降に移転しますので、その際に定員を60名に拡大する等の対策をとるほか、公共用地の跡地等を活用して民間の就労Bというものを設置できないかと検討してい

ます。何とか定員を拡大できるように、取組んでいきたいと考えています。

【部会長代理】

各福祉作業所を利用する人の年齢構成はどのようになっていますか。

【説明者】

まず、利用者は高校卒業した後の進路となるため、18歳以上が対象です。一番多いのは、20代、30代ですが、近年10代の方のニーズも高くなっています。

【部会長代理】

利用者及びその保護者の高齢化が深刻な問題になってきていると思いますが、どのような対応をお考えですか。

【説明者】

福祉作業所の中で親御さんの高齢化に具体的に対処するのは、なかなか、現実には難しいと思っています。例えばグループホーム、入所施設などを作ることが不可欠になってきます。27年末に弁天町国有地を活用した日中活動もショートステイも可能な知的障害者の入所支援施設の建設を予定しています。ベッド数は、35名が知的障害者の方、残り10名が知的と身体障害が重複している方の計45名を検討しています。

【部会長代理】

ありがとうございました。

【委員】

指定管理はいつから始まったのですか。

【説明者】

新宿福祉作業所が平成19年4月、高田馬場福祉作業所が平成17年4月からです。

【委員】

指定期間は5年間ですか。

【説明者】

新宿福祉作業所の1回目は3年間でしたが、他は5年です。

【委員】

2つの福祉作業所に同じ事業者が指定管理者となっているのですか。

【説明者】

新宿と高田馬場で事業者は違います。

【部会長代理】

事業費が直営時に比較して3,000万円削減されたとのことですが、何故これほどの削減が可能だったのでしょうか。

【説明者】

一番大きいのは人件費です。直営時と比べ若い方が多く働いていることが主な要因です。

【部会長代理】

他にはよろしいでしょうか。

<部会長到着・部会長紹介>

【部会長】

改めてよろしくお願いします。

では経常事業320「障害者福祉センターの管理運営」について、引き続き障害者福祉課長からご説明いただきます。

【説明者】

はい。先程の福祉作業所が法律的にも限定した機能の施設だったのに対し、障害者福祉センターは様々な機能があり、総合的な障害者支援の中核施設です。

新宿区内にお住まいの障害を持つ方々に各種支援を行うことを目的に、就労継続支援B、生活介護、短期入所、地域生活支援事業の日中一時、障害者相談支援事業、機能訓練、入浴、給食、講座講習、送迎、マッサージ、会議室の貸し出しなど様々なことをやっています。また、社会参加の機会や交流の場を提供し、自主的な活動を支援しています。沿革としては昭和60年に直営として設置され、平成18年度に「社会福祉法人新宿区障害者福祉協会」が指定管理者として管理運営を始め、現在に至っています。

運営にあたっては、利用者の声を反映させるため、利用者の方々に直接ご意見を伺う利用者懇談会、ご意見箱、「館長への直行便」などを実施しています。「館長への直行便」ですが、一般的にこういう形で意見募集をすると、どちらかという苦情などが多くなる傾向がありますが、これについては御礼のお手紙もいただいております、利用者満足度も高いものと思っています。

利用時間ですが、午前9時から午後9時半まで開館しています。

利用者満足度は70%です。これを平成29年度までに80%にしようと目標を設定しています。

残りの30%のご意見ですが、一つはショートステイ、短期入所が定員のある予約制であるため、必ず預かれるわけではないことに対するご意見等をいただいております。

次に内部評価の内容についてご説明します。こちらも各項目「適切」と評価しています。特に「目的又は実績の評価」は、毎年度、実施している利用者アンケートや事業評価、また3年に一度を目途に受審する第三者評価でも良好な評価を得ているほか、評価結果をサービスの向上に反映するべく努力をし、講座講習会の定員を超えた場合の参加者決定方法について利用者の不公平感をなくす等、明確な目標の策定に取り組んでいるため、高く評価しています。

事業の方向性は「継続」ですが、「①センター利用者の重度化、高齢化への対応」、「②高次脳機能障害者、若年性認知症、発達障害者等の新たな利用者層への対応」、「③医療や保健、教育、労働等、関係機関との連携による総合相談や情報発信機能の強化」、「④地域福祉の推進拠点として地域の福祉的な課題の解決に向けて町会やNPO団体等と協働関係を深めて地域福祉に寄与する」、の【4つの重点的な運営課題】を掲げ、これに対応しながら継続していきたいと考えています。①への対応は、障害者センターのみならず、障害者福祉あるいは高齢者福祉も相まって全体的課題です。

今後も障害者の各種訓練を行うとともに、社会参加の機会や交流の場を提供し、その自主的

な活動を促進することを目的に、指定管理者と協力し、運営管理を行っていきます。それにあたっては、様々な形態の障害者の団体も増えてきていますので、障害者福祉センターを中核として、様々な交流、悩みを打ち明けられるペアカウンセリングも含めて、そういう拠点として質・量ともに、今後も発展させていく必要があると認識しています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見など、いかがですか。

【委員】

特に障害者に対する就労支援が重要な役割だと思います。そう簡単にいかないことは重々承知していますが、一つの方法として「資格の取得」が考えられます。以前から行政もそのための取り組みをされていたと記憶していますが、その辺の見解はどうでしょう。

【説明者】

まず、大きくくりとして障害者の就労支援は地域文化部の所管する仕事支援センターで、若年者や高齢者と併せた総合就労支援事業として実施しています。仕事支援センターで様々な取り組みをやっていますが、その成果として、去年ですと31名が何らかの形で一般就労に結びついています。

社会全体の流れとしては障害者雇用促進法の改正などにより、障害のある方もない方も仕事ができるような流れになってきていると思います。

【委員】

31名というのは障害者で就職された方ですか。

【説明者】

そうです。我々は仕事支援センターと役割分担しながら、民間就業、就労A、Bなどさらなる就職の機会を作っていきたいと考えています。

【委員】

就労AとBの違いはなんですか。

【説明者】

まず共通点ですが、企業就労、いわゆる一般就労ではありません。

違いは、就労Bは非雇用型であるため最低賃金等の適用がありません。そのため工賃が低いという課題があります。就労Aは雇用型ですので、最低賃金等々の適用があります。

【部会長】

就労Bに来る人は重度の人が多い。

【説明者】

その傾向はあると思います。

【委員】

これまでは一般的に、知的障害、身体障害、精神障害を、いわゆる「3大障害」と大ざっぱに括って障害を認識していたと思いますが、現在では障害が様々に分類され、いろんな障害が

見えるようになってきており、3大障害というくくりの中では支援しきれない部分が出てきていると思います。就労に限らず、細かい支援、対応が求められていると思いますが、そういったことに対して区が今後どのようにお考えかご説明ください。

【説明者】

おっしゃるとおりだと思います。様々な研究等により、医学的な見地の中でこれまで認識されていなかった様々な障害が発見され、障害に対する価値観とでもいいでしょうか、そういうものも変わってきています。国もそういったことを踏まえ、障害者基本法を昨年改正するなど、大きな価値観の転換を図っています。

また、医学的な見地ではなく、「社会的な障壁があるがゆえに障害者である」という考え方も進んでいます。例えば、仮に完全にバリアフリーの社会が出来れば、障害によるハンディキャップを感じなくなるのではないかと、そういう「社会的な障壁」という考え方に着目すると、価値観は非常に範囲が広がっています。

そういう幅広い範囲の中で、今度は一定の難病の方も障害者として各種法の適用が受けられるようになります。谷間をなくし、支援が必要かどうかに着目する世の中にだんだんなっていることを認識しています。ですから、我々が対応させていただく方々も、ますます多種多様になり、増えてくると考えています。

【委員】

そういう認識をお持ちということは、当然それに対応していきますということでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりスキルアップしていこうと考えています。

一方で、障害者福祉課だけの体制では限界がありますので、例えば保健センターなどと連携を図りつつ、障害福祉施策を展開していきたいと考えています。役所の中のそういった連携調整は今まで以上に大事になってくると認識しています。

【委員】

区職員に占める障害者の就労率は目標を達成しているのですか。

【説明者】

現在公務員は2.1%ですが、これは達成しています。

【部会長】

事業コストの中で、AEDリース料金が21年と22年は2万7,000円だったものが、23年度は3,000円になっていますが、何かあったのですか。台数が減ったとか。

【説明者】

再リースは何年かたつと安くなるのです。大体9割引きぐらいになります。

【部会長】

そんなに。機能的には十分、まだ使えるということですね。

【説明者】

勿論です。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では次に経常事業317「障害者就労支援推進」について、引き続き障害者福祉課長よりご説明いただきます。

【説明者】

はい。「新宿区障害者による地域緑化推進事業実施要綱」に基づき、地域の障害者理解を促進するとともに、障害者の就労機会の拡大と工賃水準の向上を図ることを目的に実施しています。

1区画5㎡以上10㎡未満を単位に緑化を行います。年間200万円で委託契約を行い、利用者に対する工賃の支払いに要する経費は、契約額の8割を上限としています。緑化というのは、植栽、除草、植えかえ、水やり、その他の世話等、緑の保全を行うことです。

地方自治法施行令に基づき、障害者や高齢者の施設から物品を調達する場合には、いわゆる「随意契約」が認められています。入札をして一番安いところと契約することが一般的ですが、福祉的などところからの受注等については事業者を指定して契約を結ぶことが出来るというものです。この制度を使い、就労施設と委託契約を結んで緑化をお願いしているものです。

この事業は当初、「障害者就労支援事業」と「障害者の地域緑化推進事業」の2つから成り立っておりましたが、「障害者就労支援事業」については地域文化部の所管する仕事支援センターに移管になりましたので、現在この事業は「障害者による地域緑化推進事業」だけを実施しています。

次に事業の目標・評価ですが、平成23年度末で平均して委託金額のおよそ7割を工賃に充当していますが、29年度末までにこれを8割にすることを目標としています。わかり難いかもかもしれませんが、工賃水準の向上が目標です。作業場の大きくくりでいくと1月当たり工賃が、大体1万5,000円程度とご理解いただければよろしいかと思えます。

【委員】

1万5,000円というのは何ですか。

【説明者】

利用者の方が、例えばパンを売って儲かった部分は利用者で全部配分をしています。それが全体で月大体お一人1万5,000円程度ということです。

その1万5,000円程度の内訳を見ますと、この緑化事業が全体の3割近くを占めています。この事業は、もともと都の補助事業で、何とか障害者就労施設の工賃をアップしようという課題に対し、緑化を委託することで工賃水準を図っていこうというものです。

従って、先程ご説明した「利用者への工賃は契約金額の8割を上限とする」というのは、材料費等々の諸経費を何とか2割程度に抑え、事業の8割は利用者の工賃に還元してほしいという主旨です。それに対して現状は平均7割程度の金額が工賃に充当されていますので、そういう諸経費を圧縮して、あと1割工賃の方に持っていきたいという目標です。

この達成に向けては、バス代等旅費の圧縮や中間経費の見直し削減が考えられます。

続いて内部評価の内容についてご説明します。全項目について「適切」と評価しています。特に「総合評価」については、障害のある人への就労支援の充実によって、2年連続して31人が一般就労へと結びついており、また工賃向上が図られているため高く評価しています。

事業の方向性は「継続」です。今後も就労機会の拡大と工賃水準の向上を図っていきます。以上です。

【部会長】

例えばヤマト運輸の小倉さんが始めた「スワンベーカーリー」の工賃は1人当たり10万円を超えているという話を聞きます。それに対して区の事業では全体で1万5,000円、その差を生む決定的な違い何でしょうね。

【説明者】

例えば高田馬場福祉作業所で、紙すきによりハガキをつくったとしても、そんなに高価な値段では売っておりません。そういったこともありますし、新規の受注も含めて一生懸命頑張っているんですが、不景気ということもあって、かなり苦労していますし、努力しないと仕事が入ってこない実態もございます。そんな中でも1万5,000円が多いか少ないかという話がありますが、少なくとも減ってはおりません。各施設頑張ってやっていただいていると思っています。もちろん、満足しているわけではありません。

【部会長】

最近だとビルメンテナンス、掃除などで、知的障害の人はルーチンワークを最初に教えたところ丁寧やってくれるため、健常者がやるより綺麗になると、大量に知的障害の人を採用し、かなりの工賃を払っている会社もあります。

社会福祉法人がやっているそういう事業を見ていても営業力が弱いですね。仕事を受注する力がすごく弱くて、これは言い過ぎかもしれませんが、「障害者がやっているから、そんなに高くなくてもいい」というスタンスが、営業している人そのものにあるように感じます。逆に言うと小倉さんは、「別に障害者を雇っているわけではなくパンを焼ける人を雇っている。だから使用者は当然給料を払わなければいけないし、労働者はそれに応じた売り上げを出さなければいけない。」という発想をされているのだと思います。そこからしておそらく違うのではないのでしょうか。先程のビルメンテナンスの社長さんは、徹底した事前研修をしています。

「障害者が掃除したからきれいじゃない」みたいなにはならないようにしなければいけないという発想をされています。その発想の差が工賃の差に繋がっているのではないかと思います。

【説明者】

ビルメンテナンス、ビル掃除というお話が出ましたが、区でも24年4月から、民間の「ストロークサービス」という法人が事業展開を始めて、具体的には「あゆみの家」の掃除等などを行っています。これは就労Aであり、最低賃金の適応を受けています。こういった例を増やしていくことは可能だと思っています。

それから、国の流れでも、また別の法律ですが、いわゆる「ハート購入法」と呼ばれている

もので、国が障害者の団体施設等に発注をする、そういう方針を決める、そういうことが、今まで以上に求められるような法律もできました。そのような流れ等も踏まえれば、これからも事業展開は十分可能になると考えています。

【委員】

31人の一般就労が実績として上がっていますが、主な職種は把握していますか。

【説明者】

大きい括りになりますがサービス業が13名と多くなっています。他には飲食、宿泊業、が5名、医療福祉関係が3名となっています。

【委員】

地域緑化の事業について、1区画5㎡から10㎡というのはかなり狭い範囲という印象を受けるのですが。

【説明者】

この辺の基準というのは東京都の基準をそのまま横引きでやっているのが実態ですが、あまり広いと、花とはいえ、なかなか管理も難しいということもありますので、見ている限りでは適切ではないかと思えます。

補足ですが、この事業については中央公園などの公有地だけでなく、いわゆる民地をお借りして緑化しているところもございます。

【委員】

つまり、この事業に結びつくスペースがあれば、この事業は拡大できるということですか。

【説明者】

そうですね。基本的には1つの事業所につき1区画ということでやっていますので、事業所が増えれば拡大していくことになります。

【委員】

場所があれば費用がついてくるということではない。

【部会長】

都から来る予算は限られていますから。

【部会長】

他にはいかがですか。では障害者福祉課長、ありがとうございました。

【説明者】

どうも、ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

では経常事業133「スクールスタッフの活用」について、教育支援課長からご説明いただきます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

「スクールスタッフの活用」は、地域の人材を学校の教育活動のために活用するもので、「スクールスタッフ」、「給食賄費の支出」、「学校支援地域本部事業委託」の3つを実施しています。

「スクールスタッフ」というのは、学校を支援する活動を指しています。学校に必要な人材を地域から受け入れ、活用する仕組みとして、平成16年度から開始しています。中学校の学区を単位として、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校が連携し、例えば教員資格などをお持ちの地域人材の発掘、活用を行い、地域全体で学校の教育力の向上を図っていかうという取り組みです。

主な活動としては、教員免許の資格取得者によるチームティーチングなど授業への協力、スポーツ指導者による部・クラブ活動の支援、図書館司書等の資格をお持ちの方による読書活動の支援などがあります。

スクールスタッフには一定の基準による謝礼をお支払いしています。教育免許資格取得者については1時間当たり2,500円、部・クラブ活動支援員は1時間当たり1,500円、図書館司書資格取得者その他については1時間1,000円を、実績に応じて月ごとにお支払いしています。

次に、「給食指導等の賄い費の支出」です。区では学校の需要に応じて学生ボランティアを、授業への見守りなど学校活動に活用していますが、ボランティアの方が児童・生徒とコミュニケーションを図ったり、低学年の給食指導等として、給食を児童・生徒と一緒に食べていたりしており、その際の給食費、賄い費を支出しているものです。給食賄い費は小学校が1食当たり270円、中学校が315円です。

最後に「学校支援地域本部事業委託」です。地域住民が学校を支援する取り組みを組織的なものとして、地域の力をマッチングしてより効果的な学校支援を行い、教育の充実を図るものです。地域住民が主体となって「学校支援地域本部」を設立し、環境美化、登下校時の見守り、読書サポートなどの学校支援事業を行っており、これを運営するための委託経費を支出しています。昨年度は年額90万円支出しました。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

地域人材の発掘はどういう立場の方が担っていらっしゃるのでしょうか。

それから、スクールスタッフの継続性、1人の方がどの程度の期間スクールスタッフに携わっているのでしょうか。

【説明者】

まず人材の発掘に関してですが、学校現場においては、多くの場合副校長が、自身の出身大学や、これまでの関わりの中から探しています。また、地域においては、後程ご説明しますが、スクール・コーディネーターから地域のお知り合いの方などを学校にご紹介いただいています。それから、東京都の人材バンクなどを活用している例もあります。

次に継続性ですが、授業やクラブ活動など、学校の中で大きなウエートを占めている活動そのものが継続性を持っていますので、そこで指導者をしていただくスクールスタッフについても、出来るだけ継続的に指導に当たっていただいています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ボランティア活動に携わっている人は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それから、延べ500人ぐらいのスクールスタッフのうち、教員免許を持っている方、クラブ活動指導の方、図書館司書等その他の方がそれぞれ何人か、教えてください。

【説明者】

23年度の状況で申し上げますと、図書館司書が71名。チームティーチングなどの授業への協力者が44名、クラブ活動の支援、指導者が87名、保育士やその他技能者を含めまして、延べ514名です。ボランティアについてはかなり多いので、人数的な統計はとってはおりません。

【部会長】

実人数はわからないということですか。

【説明者】

はい。概数になりますが、活動実績とほぼ同じ人数になります。

【部会長】

1人1回ぐらいしかやらないということですか。

【説明者】

はい。多くは学生ボランティアであり、いろいろな方がいらっしゃいますので。

【部会長】

その調整はどなたがされているのですか。

【説明者】

教育支援課の担当職員、学校の副校長、大学では各学部が窓口となって調整しています。

【部会長】

給食には1クラスに複数名入ることもあるのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

それで、食育指導をするわけですか。

【説明者】

そうですね。小学校低学年の場合、はしの持ち方などを教えてもらったりしています。高学年にもなると、食べるだけなら自分でできますので、専門的な知識を持っている方には栄養について指導してもら場合もあります。

しかし、この取組みのメインは、学校で活動するボランティアと児童・生徒の交流です。互

いに親近感がわくことで、その後の活動を円滑に進めることが狙いです。

【部会長】

スクールスタッフやボランティアが入る学校は、中学校や小学校に指定されているわけではなく、手を挙げれば、どこでもいいのですか。

【説明者】

はい。学校側のオーダーによります。

【部会長】

学校支援地域本部事業というのは全区的な取り組みではない。

【説明者】

現在は四谷地区限定でやっています。

【委員】

ボランティアは給食指導のために学校へ行くわけではないのですか。

【説明者】

学校が求める様々なボランティア活動にいらっしゃった方に、児童・生徒と交流してもらうことが目的です。食育を目的にいらっしゃるわけではありません。

【委員】

そのボランティアというのは、全然お金が出ないのですか。

【説明者】

はい、出ません。

【委員】

外部評価委員は、内部評価に対して区民の視点で評価を行い、長年続く経常事業を見直す任務を持っているわけですが、内部評価の説明では足りないと思います。これでは食育のために入っている人かと勘違いしてしまいますよ。

【部会長】

「学校の求めに応じて教育活動支援に来た学生ボランティア等に給食を出すことで、子供たちとの交流を図り、親近感を持たせることが狙いです。」のような書き方をしたほうがわかりやすいですね。

【説明者】

わかりました。説明が不足しており申しわけございません。

【委員】

ボランティアは例えば何をされているのですか。

【説明者】

例えば、なかなか授業に集中できない児童・生徒への支援などがございます。

【委員】

授業に入るわけですか。

【説明者】

入ります。そういったお子さんに個別について指導するなど学習指導の補助を行っています。

【部会長】

勝手に席を立っていったりした子を捕まえに行くとか。

【説明者】

そういうこともあります。今後教員を目指す学生にとっては現場を知る良い機会にもなっていると思います。

【委員】

効果はあるのでしょうか。

【説明者】

学校現場では、人手、人材を必要とする場面が多くありますが、全てを有償で賄うことは出来ませんので、教員を目指す、やる気のある学生に来ていただくことは大変効果的です。

【委員】

こうして説明を聞けば「なるほど」と思いますが、内部評価の記載ではその辺は読み取れないですね。

【説明者】

この事業はあくまでもスクールスタッフの活用の一環として、ボランティアに入っている方の給食費を支出するというものですから、直接にボランティアの活動を記載すると、それはこの事業とは少し趣旨がずれてしまうものですから。

【委員】

スクールスタッフの人には食事は出していないのですか。

【説明者】

はい、出しておりません。

【委員】

経常事業として、学校現場では必要だという評価ですね。

【説明者】

継続していきたいと考えています。

【部会長】

ボランティアに来て、教員になるのをやめようと思う学生はいないのですか。

【説明者】

統計はとっておりませんので正確なところはわかりませんが、志だけを持って現場を知らずに教員になり、挫折してしまう方も最近多くいます。ボランティアという形ではありますが、現場を知ることは、そういったことを防ぐ意味はあると思います。

団塊の世代が、どんどん定年退職されていくなかで、新人教員がかなり増えている現状がありますので、ここで現場体験をして、それでも教員になりたいような方に来ていただくと大変意味があると思います。

【委員】

このヒアリングがなかったら、理解できなかった。大変有意義でした。

【説明者】

ありがとうございます。

【委員】

例えば図書館の分野などにはボランティアは入れないのですか。

【説明者】

ボランティアの方もいらっしゃいます。

【部会長】

よろしいでしょうか。

では次に経常事業135「スクール・コーディネーターの活動」について、引き続き教育支援課長よりご説明いただきます。

【説明者】

はい。これまで教育委員会では、「青少年委員制度」を通じて学校と地域の連携や子供の健全育成に取り組んでまいりましたが、平成14年度から「総合的な学習の時間」が創設されたことにより、子供たちの教育活動や体験学習活動を、より有意義なものとし、子供たちの「生きる力」を育むため、学校と地域のさらなる連携が求められるようになりました。

そこで、平成16年度に青少年委員制度が50周年を迎えたのを機に、新たに学校と地域の連携を図る仕組みとして、「スクール・コーディネーター制度」を導入し、青少年委員制度をこれに切りかえました。

本事業は地域で青少年の育成活動の経験がある方を学校長の推薦のもとに人選し、区立の小中学校に1名ずつ、スクール・コーディネーターとして配置し、学校に地域の団体や人材の橋渡しをすることで教育活動や体験学習活動の充実を図っていく事業です。

スクール・コーディネーターの活動としては、担当校に週1日程度訪問し、学校の教育課程への支援として総合的な学習の時間の講師の紹介、学校行事等への支援としてクラブ活動の指導者の紹介や遠足の引率、家庭教育への支援として家庭教育学級、家庭教育講座への助言などを行っています。その他にもPTA運営委員会に出席し、学校の様子や地域の情報を伝えるなど、保護者とも相談・協力しながら学校を支援しています。

また、スクール・コーディネーター間の情報共有や課題解決等を目的として、定例会を月1回程度開催しています。定例会では外部講師による講演やワークショップ等の研修を年に2回実施するなど、学校支援活動の充実、コーディネーター力の向上等を図っています。平成16年度の事業開始以来、8年が経過し、学校側の理解もかなり進んでおり、スクール・コーディネーターの活動は学校と地域を結ぶ効果的な事業として定着してきていると感じています。

今後は、学校等からのニーズやスクール・コーディネーターからの意見を取り入れた研修の実施や、地域共同学校の拡大にあわせてスクール・コーディネーターや学校運営協議会と連携していくことなどにより、事業の効果をより一層高めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

研修の参加率が、51.3%、目標60%とのことですが、これは両方に出た人ということですか。それともどちらかに出れば参加したとみなしているのでしょうか。

【説明者】

2回の平均をとったものです。

【部会長】

そうすると、両方出てない人も結構いる。

【説明者】

そうですね。できる限り全員参加を目指していきたいとは思っています。

【委員】

私も51.3%に、とてもひっかかりました。研修を定例会のときに開催しているということは、定例会に出ていない人が半分いると捉えていいのでしょうか。

【説明者】

あくまで研修を行う際の出席率ですから、定例会そのものの出席率とは違ってきます。

【委員】

勿論そうだと思いますが、一般的な感覚でいうと定例会には出席することが当然だと思います。まして、研修があるならば、出席率はむしろ高くなるべきではないでしょうか。

それが半分程度しか出ていないことは、問題があると思います。

【説明者】

スクール・コーディネーターの中には仕事をされている方もいらっしゃいますので、毎回必ず出ていただくことは難しいと思いますが、できる限り多くの方が参加できる実施の方法などを今後も考えていきたいと思っています。参加できなかった方に対しては、私どもから個別にお話をさせていただくなどのフォローアップを行っています。

【委員】

1校1名の配置ですから、一人一人が各校にとってとても大事な存在だと思います。しっかり取り組んでください。

【説明者】

ありがとうございます。

【部会長】

研修というのは、どんなことをやっていますか。

【説明者】

例えば23年度ですと、「事例から考えるこれからのコーディネーター像」、「学校が求めるスクール・コーディネーターのあり方」などの内容で実施をしました。

【委員】

先程「週1回程度の訪問」とご説明されましたが、あいまいですね。週1回は必ず出ている

のか、本当に週1回程度出ればいいのか、いかがでしょうか。本来は何日くらいスクール・コーディネーターが活動されたのかを内部評価に記載する必要があると思います。

それから、スクール・コーディネーターの年齢構成はどうでしょう。基準があるのかお伺いしたいと思います。

【説明者】

まず、スクール・コーディネーターの活動頻度ですが、基本的に週1回は必ずやっておくこととしています。週2回以上活動されている方もいるため「週1回程度」とご説明しました。また、学校行事への支援として入学式、学校公開、道徳などの公開講座等に年間を通じて多い方だと30回、少なくとも10回程度はご参加いただいています。上限を設けているものではありませんので、スクール・コーディネーターによって活動実績に差はありますが、最低週1回は来ていただくことで、副校長と意見交換を行い、学校活動支援をしていただいています。

スクール・コーディネーターの皆さんについては、職員室の中に定席があります。学校の一員として、やっぱり活動していただきたいと思っています。

年齢的な制約、制限は決めておりません。学校のオーダー、ニーズに応えられる人柄や力量で判断することになります。

【委員】

どんな人がなっているわけですか。

【説明者】

元PTAの役員、OBの方や、地域の中で青少年活動を行った経験のある方が多くいらっしゃいます。

【委員】

スクール・コーディネーターの目的は「学校と地域の橋渡し」ですよね。

【説明者】

はい。

【委員】

その「橋」とはどのようなものをお考えでしょうか。

というのも、申し訳ありませんが、町会・自治会活動等に携わっていても小学校や中学校の情報は地域に入ってきません。小・中学校でも、地域と協力して解決を図ることの出来る問題がたくさんあると思いますが、そういう情報を流そうという姿勢は見えない。勿論守秘義務、プライバシーの問題、個人情報保護等があることは承知していますが、現状ではせいぜい「何月何日に運動会をやります。」というお知らせです。ですから、事業目的に書いてある「橋渡し」とは、どんな橋をお考えかお聞きしたい。

【説明者】

ご指摘のとおり、現在スクール・コーディネーターの役割は、「学校の要望に応じて地域の人材を学校に紹介する」ことに特化しており、学校側の情報を地域にお流しする、「相互での橋渡し」には至っておりません。

学校の目指す「開かれた学校づくり」のためには、学校行事等教育活動に対する地域の方からのご理解、ご支援が必要不可欠です。そのためには、まずは学校から積極的に地域へ情報をお伝えしていかなければなりません。スクール・コーディネーターの皆さんは、様々な地域の中でのつながりをお持ちですから、そこを通じて、学校の取組みに関する情報をお知らせし、そのうえで協力をお願いするという働きかけが、今後さらに必要になってくると思っています。今後の取組みの中では、その辺を意識して進めていきたいと思っています。

【委員】

先程研修のテーマをご紹介いただきましたが、研修などでもそういったことをお伝えいただき、お互いにそういう意識を持って進めていただく必要があると思います。

いずれまた内部評価をすることがあれば、そういった記載がされることを期待します。

【説明者】

どうしても教育委員会にいますと、学校現場においての効果だけを視点に捉えがちですが、実際にはスクール・コーディネーターの活動自体は、双方向の情報の共有化であり、情報を共有したうえで地域の方に学校を支えていただく、ご協力いただく仕組みだと考えています。

【委員】

よろしくをお願いします。学校側のオーダーに応じて人材を紹介するという役割については、それなりに成果を出していると評価していますが、有機的に機能できているかという点、少しクエスチョンマークが付いてしまう。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では最後に経常事業138「保護者会等での家庭教育事業」について、引き続き教育支援課長よりご説明いただきます。

【説明者】

はい。教育委員会では、これまで各幼稚園、小学校、中学校のPTAと連携し、PTAが主体的に企画・運営する「家庭教育学級」や「家庭教育講座」を支援してきました。しかしながら、就労している保護者の増加等により、平日の昼間に開催されることの多い「家庭教育学級」や「家庭教育講座」に参加できない方も多くなっています。家庭教育について考えてもらう機会は、より多くの保護者に提供するため、従来取組みに加え、教育委員会が実施をしているものです。

本事業は、「①保護者会等での家庭教育事業」、「②地区単位子育て連携事業」、「③家庭教育ワークシートの作成」の3つから成り立っています。

まず、「保護者会等での家庭教育事業」についてですが、教育委員会と学校が連携し、保護者会、学校公開日、道徳事業の公開講座など、保護者が集まる学校行事の機会を捉えて、家庭教育に関する講演会やワークショップを行うものです。学校行事と同時開催することで、より多くの保護者が参加しやすくすること、学校との連携により、学校が家庭教育に求めるものをテーマに取り上げていくことなどをねらいとしています。23年度は7校で実施を行いました。

次に「地区単位子育て連携事業」ですが、出張所を単位として、地域センター等を会場に、土曜もしくは日曜日に開催しています。対象は、各出張所管内の4歳から小学校3年生までのお子さんを持つ保護者の方です。お子様を遊ばせる場所や託児場を用意することなど、出来るだけ参加しやすいようにしています。地域での縁や学校を超えた横のつながりを広げてもらうこと、年齢の異なる子供の子を持つ保護者同士で縦のつながりを持ってもらうことにより、地域での交流を広げ、支え合いの中で子育てを楽しいものにしてもらうために実施をしています。年度内に3地区で実施することを目標にしています。子ども家庭部でも地域での子育てや家庭の教育力向上についての事業を実施していることから、子ども家庭部と調整を図ってまいりたいと思っています。

最後に「家庭教育ワークシートの作成」ですが、参加型の講座などに参加できない保護者にも家庭教育について考えてもらうため、子育てに関する小冊子を作成し、全区、小学校、家庭に配布をしている事業です。小冊子は子供の発達に応じたテーマを設けて、小学校の低学年用と高学年用の2種類を作成しています。内容としては、「子育てはこうあるべき」といったものではなく、保護者が冊子にある質問に答えていく中で、自分の子育てを振り返ることができるようなものになっています。今後は幼児を持つ保護者用、あるいは中学生の保護者用のワークシートも作成していきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

実施地区は3地区とのことでしたが、予算事業シートの「事業費の主たる用途」には「地区単位子育て連携事業団体委託料」が2団体分だけ計上されています。

こちらについてご説明ください。

【説明者】

委託により行った地区と、教育委員会が直接行った地区がございますので、2団体に1地区ずつと教育委員会が1地区で3地区ということです。

【部会長】

そうすると、教育委員会で行った分の経費はどこに出てくるのですか。

【説明者】

予算事業シートに記載しているものは「事業費の主たる用途」になりますので、そちらには出てきておりません。経費としては需用費、交通費などになります。

【部会長】

他にいかがですか。

【委員】

「地区単位子育て連携事業」に参加された方の人数を教えてください。

【説明者】

10月開催については子供59人、保護者46人、11月開催については子ども20人、保護者20人、12月開催については、子供7人、保護者16人という状況でした。

【委員】

少ないですね。

【説明者】

そうですね。会によってばらつきがあると思います。ただし、家庭教育への支援という部分では、まずPTAが主体的に行っている家庭教育講座や家庭教育学級がありますので、こちらに参加できない方向けのものでありますから、数字が伸びづらいという部分はあると思います。

【部会長】

参加人数にばらつきがある理由は分析されていますか。地域によってお子さんの数が極端に違うとか、共働き世帯が多いとかいうことはあるのでしょうか。

【説明者】

例えば、プログラムの内容、開始の時間などがあると考えています。

地域内における対象となるお子さんの数は、勿論それぞれ違いはございます。

【委員】

「保護者会等での家庭教育事業」を実施した7校というのは、実施を希望した学校が7校だったということなののでしょうか。

【説明者】

校長会に投げかけをし、希望のあった学校と連携していくことを前提にしています。

【委員】

全保護者対象のものを教育委員会が主催することは難しいのですか。

【説明者】

家庭教育については、一義的には保護者が担うべきものと捉えていますので、教育委員会はそれを支援する形での関わりとなります。

ただし、それを保護者だけお任せしても難しい状況があります。ですからそれをフォローすべく、ワークシートを作成するなど様々な機会を持っていただくための働きかけをしていかなければいけないと思っています。

それから、家庭、あるいは学校で様々な問題が出てきていますので、そういったことについては、子供を真ん中にして、学校での取り組み、家庭での取り組み両輪で機能していくことが重要ではないかと考えています。

【委員】

ワークシート、とてもいいものをお作りになっていると思いますが、これをどのように活用してもらっているのでしょうか。

【説明者】

例えば保護者会などのときに、これに基づいてお話をしてもらうなどに活用していただいています。ただし、学校だけでは問題は解決しないので、ぜひ、各家庭でご活用いただきたいと思っていますし、働きかけていきたいと思っています。

【部会長】

一般論ですが、学校は地域の資源を学校教育に活かすことには熱心ですが、学校の資源を地域に活かすということには、無関心な場合が多いと思います。家庭は地域の一環ですから、家庭教育というのも地域と連動して動かなければいけない。学校が作成した学習資源をどのように役立てるかみたいところは、なかなか地域に届いていない印象があります。

先程の「橋渡し」の問題にも繋がりますが、地域から学校に「何かしてくれ」といっても、学校はなかなか腰が重いけれども、学校から地域に「これこれしてくれ」というのはいっぱい来るような感じになってしまっているのではないのでしょうか。学校が地域に出ていく姿勢がないと、なかなか家庭まで届かないと思います。

【説明者】

その点に関しましては、新宿区は「地域共同学校」というものを推進しています。

学校が地域の中と関わりを持っていく形式は、今までは例えば「学校と町会」、「学校と育成会」、「学校とPTA」などと、それぞれが相対でしたが、「学校運営協議会」という組織を設けて、そこに地域の方々にご参加いただき、学校運営や学校が地域へ貢献するための仕組みを地域全体で考えていこうと取組んでいるところです。そういった中で検討していければと考えています。

【部会長】

それから、地域の教育力向上ということでは、子ども家庭部で同じような事業をされているとのことですから、そちらとの連携、調整もしっかりやっていく必要がありますよね。

【説明者】

そうですね。重複して両方で取り合ってしまう部分があれば、それは整理する必要があると思いますし、就学前施設の話で申し上げますと、保育園や幼稚園をこども園に一本化していくという方針が出されていますので、各所管としっかり整理、精査をしていくことが必要と考えています。

【部会長】

よろしいですか。ではヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

本日は以上で閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>